

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年7月24日(2014.7.24)

【公開番号】特開2013-18765(P2013-18765A)

【公開日】平成25年1月31日(2013.1.31)

【年通号数】公開・登録公報2013-005

【出願番号】特願2011-157425(P2011-157425)

【国際特許分類】

A 61 K 8/35 (2006.01)

A 61 K 8/41 (2006.01)

A 61 K 8/891 (2006.01)

A 61 K 8/37 (2006.01)

A 61 Q 17/04 (2006.01)

【F I】

A 61 K 8/35

A 61 K 8/41

A 61 K 8/891

A 61 K 8/37

A 61 Q 17/04

【手続補正書】

【提出日】平成26年6月6日(2014.6.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

油相中に以下の(a)~(d)を含有することを特徴とする化粧料

(a) UV-A領域の紫外線を吸収する紫外線吸収剤

(b) ジメチコン

(c) フェニル変性ジメチコン

(d) メトキシケイ皮酸エステル

【請求項2】

UV-A領域の紫外線を吸収する紫外線吸収剤がジエチルアミノヒドロキシベンゾイル安息香酸ヘキシル及び/又はt-ブチルメトキシベンゾイルメタンであることを特徴とする請求項1記載の化粧料

【請求項3】

粉末化粧料であることを特徴とする請求項1又は2記載の化粧料

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

このため、紫外線散乱剤の配合により紫外線防御効果を十分に発揮させることには限界があり、期待する紫外線防御効果が得られる粉末化粧料が望まれていた。そこで、紫外線を吸収して主に熱エネルギーに変換することで高い紫外線防御効果が得られる紫外線吸収剤

が用いられるようになってきた。紫外線吸収剤は、少量の配合で、特定の波長領域の紫外線に対する効果的な防御効果を化粧料に付与することが可能である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

(4) 本発明のメトキシケイ皮酸エステル

本発明の粉末化粧料は必須成分としてメトキシケイ皮酸エステルを含有する。このようなメトキシケイ皮酸エステルには市販品が存在するので、市販品をそのまま用いることもできる。具体的な市販品としては、「Uvinul MC80」(BASF社製)、「パルソールMCX」(DSMニュートリションジャパン社製)、「Eusolex 2292」(メルク社製)などが挙げられる。